

普通預金規定（新旧対照表）

現行	改定案
第2条(証券類の受入れ) (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 (2)手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当社は白地を補充する義務を負いません。 (3)証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 (4)手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5)証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。	第2条(証券類の受入れ) (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、他行（りそな銀行・埼玉りそな銀行・関西みらい銀行を除きます。以下同じ。）を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は、受け入れません。 (2)手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当社は白地を補充する義務を負いません。 (3)証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 (4)手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5)証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。
(2025年1月6日現在)	(2026年4月1日現在)